周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例(平成15年周南市条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表の(5) 建築物建築等の許可申請の部アの項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同部才の項中「第12項ただし書又は第13項ただし書」を「第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同部ツの項中「第60条の3第1項ただし書」を「第60条の3第2項ただし書」に改め、同部メの項を同部モの項とし、同部ムの項を削り、同部ミの項を同部メの項とし、同部フの項から同部マの項までを同部ホの項から同部ムの項までとし、同部との項の次に次のように加える。

フ 建築基準法第85条第5項の規定	延べ面積が100平方メートル以下のも		
に基づく仮設建築物の建築に関す	の 1件につき 16,000円		
る特例の許可	延べ面積が100平方メートルを超え500		
	平方メートル以下のもの 1件につき		
	60,000円		
	延べ面積が500平方メートルを超える		
	もの 1件につき 120,000円		
へ 建築基準法第85条第6項の規定	1件につき 160,000円		
に基づく仮設建築物の建築に関す			
る特例の許可			

別表その3 建築関係の表の(6) 建築物等の認定申請の部ツの項を同部テの

項とし、同部ウの項から同部チの項までを同部工の項から同部ツの項までとし、同部 イの項の次に次のように加える。

ウ 建築基準法第43条第2項第1号 1件につき 27,000円 の規定に基づく建築の認定

附則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。

周南市手数料条例新旧対照表

現行		改正案		
別表 (第2条関係) その1 税関係 ・ その2 戸籍等関係 (略) その3 建築関係		別表 (第 2 条 関係) その 1 税 関係 ・ その 2 戸籍 等 関係 (略) その 3 建築関係		
手数料を徴収する事:	項 手数料の金額	手数料を徴収する事項 手数料の金額		
(1)~(4) (略)	(略)	(1)~(4) (略) (略)		
(5) 建 ア 建築基準 築物建築 条第1項だの規定に基 等の許可申請 築の許可	:だし書	(5) 建 ア 建築基準法 <u>第43</u> (略) 築物建築		
イ~エ (略	(略)	イ~エ (略) (略)		
才	ただし ほただし ほただし ほただし ほただし ほただし ほただし ほただし	オ 建築基準法第48 (略) 条第1項ただし 書、第2項ただし 書、第4項ただし 書、第5項ただし 書、第6項ただし 書、第7項ただし 書、第7項ただし 書、第9項ただし		

၊ ယ ၊

現行		改正案	
書、第10項ただし 書、第11項ただし 書、第12項ただし 書又は第13項ただ 上書(同法第87条 第2項は第88条第 2項は第88条第 2項においてを まないなる。)の規定においてを む。)の規定にある。)の規定にある。)の規定にある。)の規定にある。)の規定にある。		書、第10項ただし 書、第11項ただだし書、第13項ただだし書、第13項ただだと 書、第13項ただだと 書、第14項をだと 書、第14項をだと 日書は第87条 第2項は第88条第 2項はおいる合とに する場合に表 がく建築等の許可	
カ~チ (略)	(略)	力~チ (略)	(略)
ツ 建築基準法 <u>第60</u> 条の3第1項ただ <u>し書</u> の規定に基づ く建築物の高さに 関する特例の許可	(略)	ツ 建築基準法 <u>第60</u> 条の3第2項ただ <u>し書</u> の規定に基づ く建築物の高さに 関する特例の許可	(略)
テ~ヒ (略)	(略)	テ〜ヒ (略) <u>フ 建築基準法第85</u> 条第5項の規定に 基づく仮設建築物	

現行		改正案			
	フ~ミ (略) ム 建築基準法第85 条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可			の建築に関する特例の許可 へ 建築基準法第85 条第6項別建築物の建築に関する特例の許可 本~メ (略)	延べ面積が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 60,000円 延べ面積が500平方メートルを超えるもの 1件につき 120,000円 1件につき 160,000円 (略)

現行		改正案			
		延べ面積が500平方メート ルを超えるもの 1件に つき 120,000円			
	<u>メ</u> (略)	(略)		<u>モ</u> (略)	(略)
(6) 建 築物等の	ア・イ (略)	(略)	(6) 建 築物等の	ア・イ (略)	(略)
認定申請			認定申請	ウ建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定	1件につき 27,000円
	<u>ウ~ツ</u> (略)	(略)		エ~テ (略)	(略)
(7)~(19) (略) (略)		(略)	(7)~(19) (略) (略)		(略)
その4 開発関係 ~ その6 その他 (略)		その4 開発関係 ~ その6 その他 (略)			